

京 都 大 学 本 部 事 務 分 掌 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第 2 章 秘書・広報室及び監査室 (秘書・広報室)</p> <p>第 2 条 秘書・広報室においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 総長、理事及び監事の秘書事務に関すること。</p> <p>(2) 大学のホームページに関すること。</p> <p>(3) その他広報に関すること (広報センターの所掌に属するものを除く。)</p> <p>(監査室)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>第 3 章 教育研究推進本部 第 1 節 学生部 (学生課)</p> <p>第 4 条 (略) (入試企画課)</p> <p>第 5 条 (略) 第 2 節 教育推進部 (教務企画課)</p> <p>第 6 条 (略) (共通教育推進課)</p> <p>第 7 条 (略) 第 3 節 研究推進部 (研究推進課)</p> <p>第 8 条 (略) (産官学連携課)</p> <p>第 9 条 (略) 第 4 節 国際部 (国際交流課)</p> <p>第 10 条 (略) (留学生課)</p> <p>第 11 条 (略)</p> <p>第 4 章 経営企画本部 第 1 節 総務部 (総務課)</p> <p>第 12 条 総務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 本学の事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。</p> <p>(2) 役員会、経営協議会、教育研究評議会その他重要な会議に関すること。</p> <p>(3) 儀式その他重要な行事に関すること。</p> <p>(4) 文書類の接受、発送及び整理保存に関すること。</p> <p>(5) <u>情報公開及び個人情報の保護に関すること。</u></p>	<p>第 2 章 監査室</p> <p>(監査室)</p> <p>第 2 条 (同 左)</p> <p>第 3 章 教育研究推進本部 第 1 節 学生部 (学生課)</p> <p>第 3 条 (同 左) (入試企画課)</p> <p>第 4 条 (同 左) 第 2 節 教育推進部 (教務企画課)</p> <p>第 5 条 (同 左) (共通教育推進課)</p> <p>第 6 条 (同 左) 第 3 節 研究推進部 (研究推進課)</p> <p>第 7 条 (同 左) (産官学連携課)</p> <p>第 8 条 (同 左) 第 4 節 国際部 (国際交流課)</p> <p>第 9 条 (同 左) (留学生課)</p> <p>第 10 条 (同 左)</p> <p>第 4 章 経営企画本部 第 1 節 総務部 (総務課)</p> <p>第 11 条 総務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) } (2) } (同 左) (3) } (4) }</p> <p>(5) 個人情報の保護に関すること。</p> <p>(6) <u>総長、理事及び監事の秘書事務に関すること。</u></p> <p>(7) <u>総長室業務に関する事務的支援を行うこと。</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>(6) 本学の制度及び組織に関すること。  (7) 学則その他の規程等の制定及び改廃に関する  こと。  (8) 訟務及びリスク管理に関すること。  (9) 大学文書館に関すること。  (10) その他室、他の部及び課等並びにセンターの  所掌に属しない事務を処理すること。</p> <p>(職員課)</p> <p>第13条 (略)  (中 略)  (広報センター)</p> <p>第30条 広報センターにおいては、次の事務をつ  かさどる。  (1) 広報刊行物の編集及び発行に関すること。  (2) 本学の総合案内に関すること。  (3) 大学記者室との連絡調整に関すること。  (人事・共済事務センター)</p> <p>第31条 (略)  (出納事務センター)</p> <p>第32条 (略)  (契約・資産事務センター)</p> <p>第33条 (略)  (施設サポートセンター)</p> <p>第34条 (略)  (情報システム管理センター)</p> <p>第35条 (略)  第6章 その他</p> <p>第36条 (略)</p>	<p>(8)  (9)  (10)  (11)  (12)</p> <p>(同 左)</p> <p>(広報課)</p> <p>第12条 広報課においては、次の事務をつかさど  る。  (1) 大学の広報戦略に係る企画立案及び連絡調整  に関すること。  (2) 大学のホームページに関すること。  (3) 広報刊行物の編集及び発行に関すること。  (4) 本学の総合案内に関すること。  (5) 大学記者室との連絡調整に関すること。  (6) 情報公開に関すること。  (7) その他広報に関すること。</p> <p>(職員課)</p> <p>第13条 (同 左)</p> <p>(人事・共済事務センター)</p> <p>第30条 (同 左)  (出納事務センター)</p> <p>第31条 (同 左)  (契約・資産事務センター)</p> <p>第32条 (同 左)  (施設サポートセンター)</p> <p>第33条 (同 左)  (情報システム管理センター)</p> <p>第34条 (同 左)  第6章 その他</p> <p>第35条 (同 左)</p> <p>附 則  この規程は、平成20年10月1日から施行する。</p>